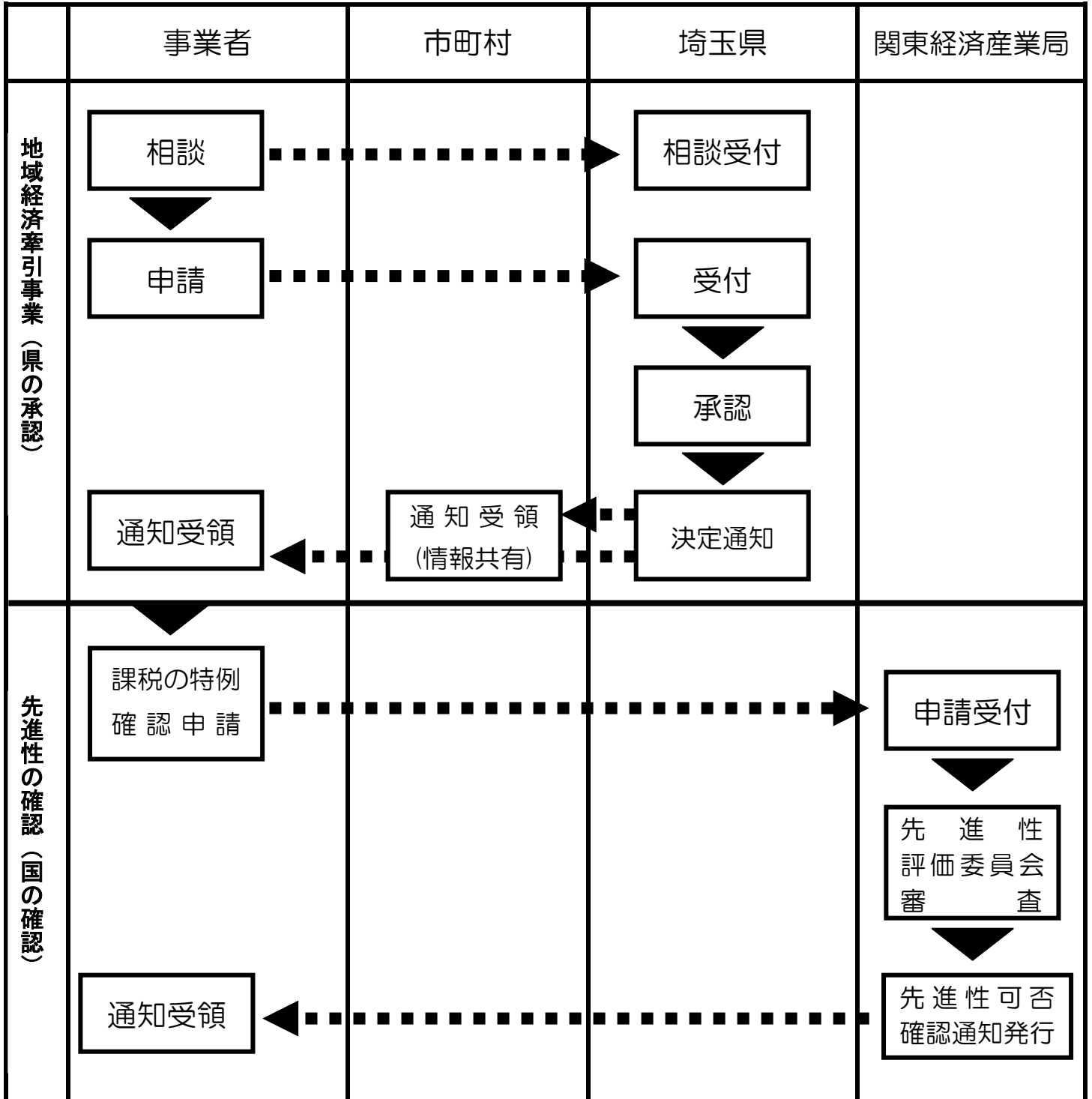


地域経済牽引事業計画等の事務手続きフロー

地域未来投資促進法に基づく各種支援策を活用するには、事業者の方が基本計画の内容を確認の上、「地域経済牽引事業計画」を策定し、県の承認を得ることが必要です。

また、課税の特例措置を受けるためには、地域経済牽引事業計画の承認に加え、「確認申請書」を国に提出し、事業の先進性等についての確認を受ける必要があります。



※ 地域経済牽引事業計画の承認は、工事着工前または設備取得前に得る必要があるため、早めにご相談ください。

※ 先進性評価委員会の審査（経済産業省開催）は、2ヶ月毎のスケジュールで想定されています。